

委託事業主のみなさまへ

平成31年度

## 労働保険年度更新のお知らせ

新潟労働局総務部労働保険徴収課

労働保険の年度更新を行う時期になりました。  
委託している労働保険事務組合の指定する期日までに手続きをしてください。

### 1. 確定申告の対象工事の把握

- ① 年間の工事を一括して申告が必要なのは平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に完成した元請工事（JVは除く）です。そのうち当初請負金額が1億8000万円未満（平成27年度以降、消費税を除く額で）でかつ保険料が160万円未満の工事で、県内の事業者では施工場所が県内及び隣接県と東京都での工事となります。（機械の据付事業は全国の工事が申告可能です。）  
これ以外の工事は別途施工場所を管轄する労働基準監督署で保険成立手続きが必要です。  
前年度以前に着工しているものでこの期間に繰り越して完成した工事も含まれます。従って契約書、変更契約書、元帳、開始届等によって完成した工事と変更後の請負金額を正しく把握してください。
- ② 建設業は各工事の内容により保険料率が異なります。契約書上の名称にとらわれず、工事内容を確認し業種の種類ごとに区別してください。

### 2. 業種の種類

#### 31：水力発電施設・ずい道等新設事業

水力発電施設新設事業・高えん堤新設事業・ずい道新設事業

#### 32：道路新設事業

道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業

#### 33：舗装工事業

道路、広場、プラットホーム等の舗装事業・砂利散布の事業・広場の展圧又は芝張の事業

#### 34：鉄道又は軌道新設事業

開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業・その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業

#### 35：建築事業

鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業・木造、レンガ、石造り、ブロック造りの家屋の建設事業・橋りょう建設事業・建築物の新設に伴う設備工事業・建築物の新設に伴う電気設備工事業・送電線路又は配電線路の建設事業・工作物の解体（再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業・その他の建築事業

#### 38：既設建築物設備工事業

建築物の内部において主として電話、給水給湯等、衛生消火等、暖房冷房換気乾燥温湿度調整等、工作物の塗装、その他の設備工事・電気設備工事・建具の取付け、床張り、その他内装工事業

#### 36：機械装置の組立てまたはすえ付けの事業

各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業・索道建設事業

#### 37：その他の建設事業

えん堤の建設事業・ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業・道路の改修、復旧又は維持の事業・鉄道又は軌道の修復、復旧、維持の事業・河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業・運河若しくは水路又はこれらの付属物の建設事業・貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業・水門、樋門等の建設事業・砂防設備の建設事業・海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業・湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業・開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業・造園の事業・地下に構築する各種タンクの建設事業・鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業・さく井事業・工作物の解体事業・沈没物の引揚げ事業・その他の各種建設事業・除雪

### 3. 事業の種類ごとの区分で特に注意する工事

#### ① 建築工事と設備工事

##### 35：建築事業とは

建築物及び橋りょうの新設工事、新設に伴う各種設備工事、工作物の解体（再度使用することを前提に解体するものに限る。）等を行う事業です。

具体例

家屋等の建設・橋りょうの建設・建築物の新築に伴う電気、電話、給排水、冷暖房等の設備工事・工作物の取り外し、移動・**既設建築物の外部での高所作業を伴う工事**

##### 38：既設建築物設備工事業とは

主として既設建築物の内部において各種設備工事、既設建築物の建具の取付けや内装工事等を行う事業です。

具体例

既設建築物内部における電気、電話、給排水、冷暖房等の設備工事・床張り、壁張り、間仕切り、階段等の改修工事、既設建築物の外部における高所作業を伴わない設備工事

#### ② 工作物の解体の事業

「業種番号35」に該当する事業とは

この分類に該当する事業は、工作物に使用されている資材を「そのまま用いて」再度当該工作物を組み立てることが可能な状態に解体する事業に限定されます。

「業種番号37」に該当する事業とは

各種工作物の解体を行う事業で、上記以外の事業が該当します。

### 4. 一括有期事業報告書（建設の事業）の記入について

- ① 様式第7号（甲）の「一括有期事業報告書」に前年度中（平成30年4月1日から平成31年3月31日）に完成した「1. 確定申告の対象工事の把握」に該当する工事について、事業の名称、所在地、工事期間、請負代金、加算する額、控除する額、請負金額、労務比率、賃金総額を事業の種類ごと区別して記入してください。この際に500万円未満の工事は〇〇工事以下〇件としてまとめて記載して構いません。ただし、内訳を作成し保存しておいてください。
- ② 加算する額とはその工事に対し発注者より支給された資材の価格、又は貸与された機械器具の損料であり、請負代金に加算することとなります。
- ③ 控除する額とは事業の種類36：機械のすえ付けの事業ですえ付ける「機械装置の価格」をいい、請負代金から控除することとなります。
- ④ 請負金額は、**平成27年4月1日以降に開始された工事については消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された工事については消費税を含めた額を記入してください。**
- ⑤ 一括有期事業において、**平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。**そのため、この期間に開始した工事に係る有期事業報告書（建設の事業）の請負金額の小計欄は2分割し、上段には消費税を含めた請負金額を記入し、下段には上段の金額に108分の105を乗じて得た額を記入します。また、賃金総額の小計欄においても2分割し、上段には個々の工事ごとの賃金総額の合計額を記入し、下段には請負金額の計の欄の下段の額に労務費率を乗じて得た額を記入します。

### 5. 一括有期事業総括表の記入について

一括有期事業報告書の業種の種類と開始年度ごとにとりまとめた請負金額を、一括有期事業総括表の該当する開始時期の請負金額欄に転記し労務比率（%）を乗じ、千円未満を切捨てた賃金総額に保険料率を乗じて保険料額を計算します。各事業の種類と開始時期ごとに算出した保険料をすべて合計し、年間の保険料計を算出します。※組機様式第8号の総括表を使用する事務組合もあります。

### 6. アスベスト救済法に基づく一般拠出金

平成26年4月1日より、一般拠出金率は0.02/1000となっています。

## 7. 労務費率保険料率について

| 業種  | 事業の種類                          |                         | 事業開始時期             | 労務比率<br>(%) | 保険料率<br>1000分の |
|-----|--------------------------------|-------------------------|--------------------|-------------|----------------|
| 3 1 | 水力発電施設・<br>ずい道等新設事業            |                         | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 1 8         | 8 9            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 | 1 9         | 7 9            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   |             | 6 2            |
| 3 2 | 道路新設事業                         |                         | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 2 0         | 1 6            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 |             | 1 1            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   | 1 9         |                |
| 3 3 | 舗装工事業                          |                         | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 1 8         | 1 0            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 |             | 9              |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   | 1 7         |                |
| 3 4 | 鉄道又は軌道新設事業                     |                         | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 2 3         | 1 7            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 | 2 5         | 9 . 5          |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   | 2 4         | 9              |
| 3 5 | 建築事業                           |                         | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 2 1         | 1 3            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 | 2 3         | 1 1            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   |             | 9 . 5          |
| 3 8 | 既設建築物設備工事業                     |                         | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 2 2         | 1 5            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 | 2 3         |                |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   |             | 1 2            |
| 3 6 | 機械装置の<br>組み立て又<br>はすえ付け<br>の事業 | 組立て又は取り<br>付けに関するも<br>の | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 3 8         | 7 . 5          |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 | 4 0         | 6 . 5          |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   | 3 8         |                |
|     |                                | その他のもの                  | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 2 1         | 7 . 5          |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 | 2 2         | 6 . 5          |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   | 2 1         |                |
| 3 7 | その他の建設事業                       |                         | H 2 7 . 3 . 3 1 以前 | 2 3         | 1 9            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 3 . 3 1 以前 | 2 4         | 1 7            |
|     |                                |                         | H 3 0 . 4 . 1 以降   |             | 1 5            |

## 8. 保険料等の納付は指定期日までに

保険料等は事務組合から「労働保険料等納入通知書」により通知されます。指定期日までに必ず事務組合に納入してください。

## 9. 特別加入制度について

**労働者を年間100日以上雇用していることが常態である事業主**は、中小事業主として特別加入することができます。特別加入すると所定労働時間内に労働者と同様な業務に従事している際の事故や、労働者の就業時間に接続して行われる業務を事業主のみで行う場合の事故、通勤途中の事故など労災保険の給付を受けることができます。

※事業主本来の業務中（事業主団体の会議など事業主としての立場において行われる業務）は対象となりません。具体的な手続き方法等は事務組合又は新潟労働局労働保険徴収課か最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

既に加入されている方で、業務内容や役職の変更、辞職など承認を受けている事項に変更がありましたら事務組合に連絡してください。

10 一括有期事業報告書の記載方法

様式7号(第34条関係)(甲)

労働保険  
一括有期事業報告書(建設の事業)

事業  
主控

|                                   |         |                          |            |                |                 |            |          |            |   |   |   |   |
|-----------------------------------|---------|--------------------------|------------|----------------|-----------------|------------|----------|------------|---|---|---|---|
| 労働保険番号                            | 15      | 1                        | 0          | 1              | 9               | 9          | 9        | 9          | 5 | 0 | 0 | 1 |
| 事業の名称                             | 事業場の所在地 | 事業の期間                    | 請負金額の内訳    |                |                 |            | 労務<br>費率 | 賃金総額       |   |   |   |   |
|                                   |         |                          | 請負代金の額     | 請負代金に<br>加算する額 | 請負代金から<br>控除する額 | 請負金額       |          |            |   |   |   |   |
| ○×邸新築工事                           | 新潟市     | 30年4月10日から<br>30年8月25日まで | 31,500,000 | 315,000        |                 | 31,815,000 | 23       | 7,317,450  |   |   |   |   |
| ○×△邸屋根改修工事<br>他15件                | 新潟市     | 30年4月1日から<br>31年3月31日まで  | 52,500,000 | 支給資材・<br>機械の損料 | 機械装置            | 52,500,000 | 23       | 12,075,000 |   |   |   |   |
| ▶ 500万円未満はまとめて記載(ただし内訳を作成し保管のこと。) |         |                          | 84,000,000 | 315,000        |                 | 84,315,000 |          | 19,392,450 |   |   |   |   |
| 事業の種類                             | 35:建設業  | 計                        |            |                |                 |            |          |            |   |   |   |   |

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止または終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します

郵便番号 951-0000  
電話 025-234-0000

新元号 元 年 7 月 3 日

住所 新潟市中央区美咲町1-2-0

新潟労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 事業主 記名押印又は署名  
氏名 ○○○建設機代表取締役○○△△ (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

様式7号(第34条関係)(甲)(別紙)

事業  
主控

|                                 |            |                          |            |                |                 |            |          |            |
|---------------------------------|------------|--------------------------|------------|----------------|-----------------|------------|----------|------------|
| 事業の名称                           | 事業場の所在地    | 事業の期間                    | 請負金額の内訳    |                |                 |            | 労務<br>費率 | 賃金総額       |
|                                 |            |                          | 請負代金の額     | 請負代金に<br>加算する額 | 請負代金から<br>控除する額 | 請負金額       |          |            |
| ○〇雨水幹線埋設工事                      | 新潟市        | 29年3月20日から<br>30年4月30日まで | 31,500,000 |                |                 | 31,500,000 | 24       | 7,560,000  |
| (平成27年4月1日～<br>平成30年3月31日工事開始分) | (小計)       | 年 月 日から<br>年 月 日まで       | 31,500,000 |                |                 | 31,500,000 |          | 7,560,000  |
| ○△下水道管布設工事                      | 新潟市        | 30年4月10日から<br>30年7月30日まで | 23,100,000 |                |                 | 23,100,000 | 24       | 5,544,000  |
| ○×アパート破壊工事                      | 魚沼市        | 30年5月10日から<br>30年5月31日まで | 8,500,000  |                |                 | 8,500,000  | 24       | 2,040,000  |
| (平成30年4月1日以降<br>工事開始分)          | (小計)       | 年 月 日から<br>年 月 日まで       | 31,600,000 |                |                 | 31,600,000 |          | 7,584,000  |
| 事業の種類                           | 37:その他の建設業 | 計                        | 63,100,000 |                |                 | 63,100,000 |          | 14,829,000 |
|                                 |            |                          |            |                |                 | 62,225,000 |          | 14,627,750 |

11. 一括有期事業総括表の記載方法

別添様式

労働保険等  
平成30年度一括有期事業総括表(建設の事業)

事業  
主控

|          |          |                     |             |          |            |                |                 |   |   |   |   |   |
|----------|----------|---------------------|-------------|----------|------------|----------------|-----------------|---|---|---|---|---|
| 労働保険番号   | 15       | 1                   | 0           | 1        | 9          | 9              | 9               | 9 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| 業種<br>番号 | 事業の種類    | 事業開始時期              | 請負金額        | 労務<br>比率 | 賃金総額       | 保険料率           | 保険料額            |   |   |   |   |   |
|          |          |                     |             |          |            | 基本料率<br>引付料率   |                 |   |   |   |   |   |
| 35       | 建築事業     | 平成27年3月31日<br>以前のもの |             | 21       |            | 18             |                 |   |   |   |   |   |
|          |          | 平成30年3月31日<br>以前のもの |             |          |            | 11             |                 |   |   |   |   |   |
|          |          | 平成30年4月1日<br>以降のもの  | 84,315,000  | 23       | 19,392     | 9.5            | 184,224         |   |   |   |   |   |
| 37       | その他の建設事業 | 平成27年3月31日<br>以前のもの |             | 23       |            | 19             |                 |   |   |   |   |   |
|          |          | 平成30年3月31日<br>以前のもの | 31,500,000  |          | 7,560      | 17             | 128,520         |   |   |   |   |   |
|          |          | 平成30年4月1日<br>以降のもの  | 31,600,000  | 24       | 7,584      | 15             | 113,760         |   |   |   |   |   |
|          |          | 平成19年3月31日<br>以前のもの |             |          | ①          |                |                 |   |   |   |   |   |
|          | 合計       |                     | 147,415,000 |          | 34,556     |                | 426,504         |   |   |   |   |   |
|          |          |                     |             |          | ②(①を除いた合計) | ③一般拠出金率        | 一般拠出金額<br>(②×③) |   |   |   |   |   |
|          |          |                     |             |          | 34,556 千円  | 1000分の<br>0.02 | 691 円           |   |   |   |   |   |

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

新元号 元 年 7 月 3 日

新潟労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 事業主 記名押印又は署名  
住所 新潟市中央区美咲町1-2-0  
氏名 ○○○建設機 代表取締役○○△△ (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

郵便: 951-0000  
電話: 025-234-0000